

### 第32回秋田市景観形成専門部会 議事要旨

1 日 時 令和2年8月31日（月） 午後2時から午後3時30分まで

2 場 所 秋田市役所職員研修棟2階第一研修室

- 3 次 第
- 1 開会
  - 2 あいさつ（秋田市景観形成専門部会長）
  - 3 議事（議案第1号）  
景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議  
（景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について）
  - 4 その他
  - 5 閉会

4 出席委員

鎌田 光明	委員	
木村 義和	委員	
林 徳彦	委員	
瓜田 智哉	委員	
吉沢 仁	委員	（代理出席者 五十嵐 一之）
半田 和彦	委員	
澤田 享	委員	以上7名

5 欠席委員

石山 友美	委員	
高井 志津子	委員	
樋渡 博子	委員	
葛西 誠	委員	以上4名

6 事務局

藤田都市計画課長  
鷺谷副参事  
中村主席主査  
佐藤技師

### 3 議事

(議案第1号) 景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議  
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)

- 事務局 [(議案第1号)について説明]
- 部会長 事務局からの説明に対し、意見、質問等をお願いする。
- 委員 秋田市の商家の基本的な形といえる。  
平面図を見ると通り土間になっており、通路が奥まであるのが特徴である。  
東側に建つ建物は、太陽の採光の関係により通路の位置が決まってくる。  
採光の位置をとるために、例えば通りの東側の建物は、南側に土間が配置される。県の文化財となっている松倉邸と同じ造りになっている。
- 委員 明治の時の建物と昭和50年代の建物が写真に載っている。  
屋根に防火のための甕(かめ)があるが、これは秋田市有形文化財の旧金子家住宅にも同様のものがある。  
写真を元に復元し、再設置できないか。新屋での設置は、初めてではないか。
- 事務局 今回の見積もりには含まれていないため、一度検討する。
- 部会長 今回の補修箇所は赤枠で、来年度以降の修景を行う場合は、何回まで補助金を使えるのか。
- 事務局 10年間使え、総額は550万円である。
- 部会長 年度の最高の予算は、いくらぐらいまで確保できそうか。
- 事務局 ここ数年は、300万円の予算で推移している。急激に増やすことはできないと考えている。
- 委員 来年度の方は、また来年申請しなければならないのか。  
部分的な補助申請でも大丈夫なのか。
- 事務局 当初、申請者からは、すべての板を張り替えたいとの希望があったものである。補助金が二分の一までであり、もう半分は、申請者の自己負担であるため、経済的な面から、今回は2階部分の修景から行うものである。  
申請については、その都度必要である。
- 委員 明治の写真を見ると面格子が入っていないように見えるが、2階部分は当時か

ら面格子が入っていたのか。

また、面格子のある町家が、どういう意味を持っているかを一緒に調べられれば良いと思った。

事務局

所有者に確認したが、当時のことは分かっていなかった。

そのため、隣接する町家を参考に、通りに合うデザインにしたという話を伺っていたため、周りの景観にも調和しているものといえるのではないかと思っている。

部会長

この建物については、何度か改修されているため、建造当時の姿がどんなものだったのか明らかになっていないところがある。写真についても何度か改修された後の写真であるため、建造当時の姿が面格子かどうかは、判断が難しい。周りの建造物に面格子が見られることから、おそらく2階部分にも面格子を使用し、造られていたのではないかと思う。

また、完全に当時の姿を再現するのが、その街並みの景観といえるかについては、現在この街並みの中で、面格子で統一して造っているところも、一つのアイコンがそこにあるといえる。そういう意味では、面格子で造るのは当時の町並みを再現するのに近い行為ではないかと解釈している。

委員

写真を見ると当時は木製だったものが、アルミサッシの物になっていることがわかる。精査するのであれば、しっかり確認する必要がある。また完全な復元をしようとする、膨大な金額になってしまい難しいと思われる。甕の復元についても、建築基準法の関係から難しいと考える。後に復元しなければならない事態になった際は、面格子については取り外しが可能であるため、問題ないと考えている。

部会長

基本的には当時の姿を再現するという意見に賛成であるが、この事業の目的は、維持管理が継続的に行われることが期待できることである。金額の問題等も出てくるため、今回は街並みに与える寄与を最大限に発揮しているといえるのではないかと思う。

委員

今回の建造物については、補助金の趣旨に反していないものと感じられた。

今回は2階部分を修繕して、いずれは1階部分も修繕できれば良いと思った。また、建築基準法や消防法などの法令に沿った形で修繕できればより長く建物の保存につながると思う。

委員

一般公開はしているのか。

事務局

一般公開はしていない。

委員 一般公開はしていないとのことだが、居住している方は、現在ここで商売をしている方なのか。

事務局 商売はしていない。

委員 新屋の表町の街並みにこういった傾向があることは、非常に良いことだと思う。

部会長 元々、郵便局として使われていたり、その他の商売をしていたときもあったようだが、現在は個人の住宅であるため、公開はしていない。  
しかし、所有者が考える中で、今後商売もあり得る。

委員 これまで15件の補助をしてきたわけだが、行為の内容を確認すると、屋根の葺き替えが多いように思う。今回のチェックリストの中で「構造耐力上主要な部分の修理又は改修」とあるが、このあたりのチェックは最初に行っているのか。

事務局 屋根部分についても当然チェック部分となっている。屋根は建物を雨漏りから守る重要な部分であり、これまで屋根の補修が最も多く、そういった部分が一番重要になってくると考えている。  
今回の案件についても屋根部分の補修の話があったが、現状は特に問題ないとのことから、外壁を優先している。

委員 昨年、嵯峨家の門扉の補修があったが、そちらも江戸時代後期に建てられたものだとする、かなり土台、基礎部分が弱っていると思うが、例えばこういった補助をしている最中に地震があり、土台や基礎がだめになってしまった場合、補助金がうまく活用できないのではないか。  
また、基礎部分のチェックを重視して確認を行い、書面でしっかり対応した方がよいのではないか。  
もう一つは、補助金を出した以上、改修が終わった後に、この建造物は「歴史的に意味があり、重要な建造物である」というのがわかる表記をしたほうが良いのではないか。貴重な税金を使っているため、そういった表記をすることを条件として補助申請を受けていただくようにするのはどうか。

事務局 昨年度の板塀については、所有者からほぼ倒壊している状況との話があり、実際に現地調査に行くと、半分ほど倒壊している状況であった。  
まずは、景観面についても重要だが、安全面の確保を重要視し、着手に努めた経緯があった。  
二点目については、過去の部会でもそういった意見があり、この後のその他報告の際に意見を伺いたい。

委員	<p>昨年度は嵯峨家の板塀の改修をしたが、中村主席と現地に3回ほど赴き、どのような形にするかなど、色々施工者と話をした。建物は国の重要文化財に指定されているが、その他は未指定となっており、正直いつの時代に建てられたかは不明である。</p> <p>そのため、建物にふさわしい形で、推定して板塀が造られたものである。また、所有者もいるため、使い勝手を考慮してあのような形になった。</p>
部会長	そのほか、意見等ないか。
全委員	～意見なし～
部会長	<p>全ての委員から意見を聴くことができたため、私から意見を述べたい。</p> <p>はじめに、格子部分の材料についてだが、街並みとして形成していくときは、単体の建築物の修景とは変わってくる所がある。</p> <p>そのため、他の建造物の修景と今回の建造物の補修材や施行方法が変わってくると、行為の内容も変わってしまい、また同じ材料でも、見た目が変わってしまうため、こういった景観の修景については、材料や施工方法をある程度、業者と協議し、統一性を持たせていく必要があるのではないかと考えている。</p> <p>他に質問等はないか。</p>
全委員	～質問なし～
部会長	無ければ、事前協議の建造物は、補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象行為の基準に適合するということよろしいか。
全委員	～異議なし～
部会長	<p>各委員から異議なしということで、事前協議の建造物は承認とする。</p> <p>承認された「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議については、その旨を審議会会長に書面にて報告する。</p> <p>議事については、以上となるため、会議の進行を事務局へお返しする。</p>
司会	これをもって本日の景観形成専門部会を終了する。